

平成 27 年 12 月

会 員 各 位

一般社団法人香川県中小企業退職金共済会

社会保障・税番号（マイナンバー）の取得についてのお知らせ

初冬の候、会員の皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当共済会の業務諸般に格別のご協力とご支援を賜りありがとうございます。

さて、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
社会保障・税番号（マイナンバー）の施行に伴い、平成 28 年 1 月 1 日から個人番号
（マイナンバー）の利用が開始されます。

当共済会においても、退職等が平成 28 年 1 月 1 日以後の被共済者の法定調書などに
請求者の個人番号（マイナンバー）を記載する必要がありますので退職所得申告書に
個人番号（マイナンバー）の記載、及び番号確認書（写し）の添付を、お願い申し上げ
ます。

① 従来書類

- 退職金共済給付金請求書
- 退職金共済証
- 退職所得申告書

② 退職等が平成 28 年 1 月 1 日以後の書類

- 退職金共済給付金請求書
- 退職共済証
- 退職所得申告書（マイナンバー）改定版
- 番号確認書（写し）いずれか一部
 - ・個人番号カード
 - ・通知カード
 - ・マイナンバー入り住民票

※被共済者（従業員）様より提出された上記②書類を共済契約者（事業主）様に番号
確認・身元確認をしていただきます。確認後、当共済会へ必要書類を提出してください。

なお、お預かりした個人情報については、法令に基づいた適正な管理と保護に努めて
おり、提出いただいた個人番号（マイナンバー）については法定調書への記載業務など
関係法令の規定の範囲に限り使用いたします。

改定版退職所得申告書はホームページよりダウンロードできます。

ご不明な点がございましたら当会までご連絡下さい。

TEL 087-814-4311

URL:<http://www.kataikyo.com>